

委任契約書（少年用）

少年.....を甲とし、受任者 弁護士 鐘ヶ江 啓 司
を乙として、甲と乙とは次のとおり委任契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次の事件等の処理を委任し、乙はこれを受任する。

1 少年

（氏名）

の（事件名）

少年事件の弁護活動。

2 委任の範囲

少年審判、又は刑事裁判の第一審終了まで（抗告審を含まない）。

第2条 （弁護士法の遵守）

乙は弁護士法に則り、誠実に委任事務の処理にあたるものとする。

第3条 （弁護士報酬・費用）

甲は乙に対し、乙が予め定める報酬基準に従い、後記の着手金、報酬金、日当・実費等を次のとおり支払うものとする。

- 1 着手金は本契約締結のとき（身体拘束中の場合は契約締結日の翌日から3日以内）。
- 2 日当・訴訟費用等事件処理に要する実費等は乙が請求したとき。
- 3 報酬金は報酬発生事由（釈放・示談成立・不起訴等）が生じ、乙が請求したとき。

第 4 条 （事件の処理中止、解除等）

- 1 甲が着手金または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、乙は事件等に着手せずまたはその処理を中止することができる。さらに、乙は本委任契約を解除できる。
- 2 甲が次のいずれかに該当し、または該当すると乙が合理的に判断した場合には、甲乙間の信頼関係が失われたものとみなし、乙は本委任契約を解除できるものとする。
 - (1) 事実関係について虚偽の説明を行い、又は乙の求めに応じて説明や証拠提出を正当な理由なく拒否するなど、誠実に協力しない場合
 - (2) 不合理・非現実的な主張や要求を繰り返し、乙の助言に耳を貸さず事件処理の進行を著しく困難にする場合
 - (3) 甲が申告した事実経緯に反する証拠が発見される、あるいは甲が重要な事実を申告していなかったことが判明した場合
 - (4) 乙との会話や打合せを無断で録音・録画・撮影する場合
 - (5) 正当な理由なく 2 週間以上連絡がとれない場合
 - (6) 甲が乙または乙の事務所スタッフ等に対し暴行・暴言その他の迷惑行為を行う場合
 - (7) 甲と乙の事件処理方針が一致せず、協議によっても解決できない場合
 - (8) 乙に違法もしくは弁護士倫理に反する行為を要求する場合
 - (9) その他、甲の言動・行動が、社会通念上問題があると乙が判断し、事件処理を継続することが困難であると認められる場合
- 3 前 2 項の場合は、乙は甲に対し適宜の方法で通知をするものとし、解除通知を送付した時点で契約は解除されるものとする。

第5条（中途解約時の処理）

委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、乙は、弁護士報酬説明書（刑事事件用）に従い、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部もしくは一部を請求するものとする。但し、第8条に基づく解除の場合を除くものとする。

第6条（預り金と報酬等の相殺）

事件終了時に乙が甲に対して返還すべき預り金を有していた場合、乙は、甲が乙に対して支払うべき第3条に定める金員を控除して交付することができる。

第7条（弁護士業務の適正の確保）

- 1 甲は、本件事件等の処理の依頼目的が犯罪収益移転に関わるものではないことを、表明し保証する。
- 2 前項の内容の確認等のため、乙が甲に対し、本人特定事項の確認のための書類を提示または提出するよう請求した場合、甲はそれに応じなければならない。
- 3 甲は、前項により確認した本人特定事項に変更があった場合には、乙に対しその旨を通知する。

第8条（暴力団排除条項）

- 1 乙は、甲が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくはその関係者、総会屋、半グレ、トクリュウその他反社会的勢力(以下、「暴力団等」とする)であると判明した場合、又は暴力団等を利用していること、顧客にしていることが判明した場合には、本委

任契約を解除できる。

2 乙は、甲が過去に暴力団等であったこと、又は甲が過去に暴力団等であったものを利用していることが判明した場合、及び甲が将来暴力団等になった場合にも、本委任契約を解除できる。

3 本条第1項または第2項に基づく解除がされた場合、甲に乙に対して着手金・日当・実費等の名目の如何を問わず、既に支払った金銭等の返還請求や事件処理中止に伴う損害賠償請求等の一切の請求を行えないものとする。かつ、乙は甲に対して、事件を成功（無罪又は甲に最も有利な結果）とみなしての報酬請求ができるものとする。

4 甲は、本条第1項及び第2項に定める「暴力団等」には該当しない旨を誠実に申告するものとし、万一これと相反する事実が判明した場合、あるいは甲が「暴力団等ではない」と不実に申告していたことが判明した場合、乙は甲に対し詐欺罪による刑事告訴を含む一切の法的措置をとることができるものとする。

5 前項の場合、甲は乙が告訴・告発等を行うために、甲に関する事実関係や証拠を捜査機関・関係機関に提供することを予め承諾し、これに伴い乙の守秘義務は全面的に解除されることを確認・承諾する。

第9条（守秘義務解除条項）

乙は、示談交渉にあたり、甲の事件に対する供述、余罪の有無・内容、甲の前科及び刑罰の見通し等につき、示談交渉に必要な限度で被害者に内容を開示することがある。甲はあらかじめこれを承諾する。

第10条（事件処理方針）

1. 乙は法令及び弁護士職務基本規程を遵守し、誠実に事件を処理する。

2. 捜査機関に対する法的手段、請求内容は甲乙協議の上決定する。被害者との交渉方法・法的構成・刑事訴訟手続遂行方法（申立書の表現、証拠提出、証人尋問の申請等）については、甲は乙の専門家としての合理的な判断に委ねるものとする。
3. 乙は、事件の進行に併せて、甲に対し適宜報告、協議を行うものとする。
4. 乙は、甲に対して、乙の執務時間が平日10時00分から17時であること及び時間外の対応はできないことを伝え、甲はこれを了解した。
5. 乙は、甲に対して、乙には税金についてのアドバイスをできる能力がないこと、税金に関する問題は一切責任を負わないことを伝え、甲はこれを了解した。
6. 乙は、甲に対して、乙が職務上請求で取得する関係者の戸籍・住民票等、弁護士会照会の回答等については、乙が業務上の必要性から取得するものであり、甲にその原本・写しの交付や内容の説明はしないことを伝え、甲はこれを了解した。

第11条（通知に関する特則）

1. 本契約に関連して当事者が行う通知等（書類等の送付含む）は、当事者が相手方にあらかじめ届け出た通知先に行うものとする。
2. 前項の通知等は、前項の通知先（本項ただし書により変更された場合には、変更後の通知先）を正確なものとみなし、当該通知先に到達した日にこれがされたものとみなす。ただし、当事者は、相手方に通知先の変更通知をすることにより通知先を変更することができる。
3. 当事者が前項の通知を怠り、又は相手方からの通知等の受領を拒否したため、相手方からされた通知等又は送付された書類等が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみ

なす。

第 12 条（事件終了時の原本の返還）

乙は、本委任事務の終了後、速やかに寄託を受けた証拠書類、証拠品の原本を甲に返還するものとし、甲はこれを受領する。甲が受領を拒否した場合（受領を督促する通知に対して合理的期間内に返答がない場合を含む）は、乙は甲が所有権を放棄したものとして、甲に何ら通知することなく、これを破棄することができる。

第 13 条（記録保管）

乙は、本委任事務の終了後、少なくとも 5 年間、本委任事務の記録（紙媒体に限る）をスキャンし、PDF データに変換した上で保管するものとする。当該期間経過後、乙は、甲に何ら通知することなく、本委任事務の記録を破棄することができる。

記

（記載の消費税について、税率変更の際は、変更後の消費税率に従う）

1 被疑者段階の着手金の額

■お支払いいただく着手金の額

30 万 0000 円 + 消費税 3 万 0000 円 合計 33 万 0000 円

2 被疑者段階の報酬金の額

■勾留請求却下その他釈放の場合の追加報酬

30 万 0000 円 + 消費税 3 万 0000 円 合計 33 万 0000 円

3 家裁送致後の報酬金の額

■観護措置なしその他釈放の場合の追加報酬

30 万 0000 円 + 消費税 3 万 0000 円 合計 33 万 0000 円

■審判不開始ないし不処分、無罪（逆送の場合）の場合

100 万 0000 円 + 消費税 10 万 0000 円 合計 110 万 0000 円

■保護観察の場合（即決裁判含む）

30 万 0000 円 + 消費税 3 万 0000 円 合計 33 万 0000 円

■執行猶予判決又は量刑が 3 割以上減刑された場合（逆送の場合）

30 万 0000 円 + 消費税 3 万 0000 円 合計 33 万 0000 円

■追加報酬（3 回以上の期日が開かれた場合、3 回目以降の期日）

7 万 5000 円 + 消費税 7500 円 合計 8 万 2500 円

□その他（ ）
..... 円 + 消費税 円 合計 円

3 膳写・通信・交通費・宿泊料等の実費

その都度請求するが、終了時の清算もできる。

4 出張日当等

甲は、乙の出張があった場合は、出張時間（現地滞在時間を含む）が 1 時間を越える場合、1 万 0000 円の日当を、以降 1 時間毎に 1 万 0000 円の日当を、着手金・報酬金とは別途支払う（消費税別）。21 時～翌日 9 時までの出張日当は、1 時間あたり 2 万 2000 円とする。日当は、原則としてその都度請求するものとするが、乙の選択により事件終了時の精算も出来るものとする。

5 預かり金

（その用途 ） 金 円

6 特約事項

20 年 月 日

依 頼 者（甲 法定代理人）

住所

氏名 印

※私は、現在も過去も第 7 条の「暴力団等」ではないことを誓約します。

誓約の証として、右のチェックボックスに印をつけます。⇒ ☐

依 頼 者（甲 法定代理人）

住所

氏名 印

※私（甲）は、現在も過去も第 8 条の「暴力団等」ではないことを誓約します。誓約の証として、右のチェックボックスに印をつけます。⇒□

さらに、不実申告が判明した場合、乙による詐欺罪での刑事告訴を含む措置、および守秘義務の全面解除を伴うことを確認・承諾しました。

右のチェックボックスに印をつけます。⇒□

受任弁護士（乙）

住所
福岡市中央区薬院 1 丁目 5 - 1 1
薬院ヒルズビル 4 階 4 - A 薬院法律事務所
氏名 鐘 ケ 江 啓 司 印